

総行選第3号
総行管第1号
令和元年5月15日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

} 殿

総務大臣

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び
公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第198回国会において成立をみた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和元年法律第1号をもって、本日公布されました。

今回の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、悪天候により離島から投票箱を運べなかった事例などを踏まえた開票区の設置に係る規定の整備、投票所の円滑な設置及び運営のための投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和のほか、選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とすることを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）及び公職選挙法（以下「新公選法」という。）の運用に遺漏のないよう、また、新基準法により算定される選挙執行経費の基準額は、通常の場合において国が負担する限度額となるものであるため、各選挙管理委員会においては、事務

の合理化に努め、その範囲内の経費で選挙の管理執行を行うよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令等についても所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

一 選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

- 1 閉鎖時刻の繰上げ等を行った投票所に係る減算規定が設けられたこと。（新基準法第4条第3項及び第7項関係）
- 2 投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定が設けられたこと。（新基準法第4条第16項及び第17項、第4条の2第5項並びに第5条第17項及び第18項関係）

二 投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動及び公務員給与の改定等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直され、これらの基準額が改定されたこと。（新基準法第4条から第9条まで、第13条から第15条まで及び第17条関係）

三 公職選挙法の一部改正に伴う規定の整備

第二の三に伴い、事務費の基準額が改定されたこと。（新基準法第13条関係）

第二 公職選挙法の一部改正

一 投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者及び投票立会人を、選挙権を有する者の中から選任するものとされたこと。（新公選法第37条第2項及び第6項並びに第38条第1項及び第2項関係）

二 開票立会人の選任に係る規定の整備

- 1 公職の候補者等は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から開票立会人を届け出ることができるものとされたこと。（新公選法第62条第1項関係）
- 2 都道府県の選挙管理委員会が公職選挙法第18条第2項の規定により市町村

の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から3人以上10人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならないものとされたこと。（新公選法第62条第8項関係）

三 選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出

選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することが可能とされたこと。（新公選法第168条第1項から第3項まで関係）

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行するものとされたこと。ただし、第一の三及び第二については平成31年(令和元年)6月1日から施行するものとされたこと。（附則第一条関係）

二 新基準法の規定（新基準法第13条の3の規定及び新公選法に係る改正部分を除く。）は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用するものとされたこと。（附則第2条第1項関係）

三 新基準法第13条の3の規定は、公職選挙法第30条の3第1項に規定する申請の時の属する日が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用するものとされたこと。（附則第2条第2項関係）

四 新基準法（新公選法に係る改正部分に限る。）及び新公選法の規定は、一のただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用するものとされたこと。（附則第2条第3項関係）

五 その他所要の規定の整備がされたこと。

以上